相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県豊後高田市中央通六九七番地、最後の住所大分県豊後高田市中央通六九七番地

二　被相続人　亡　井ノ口文夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十五日

大分市金池町二丁目八番一〇―一一〇六号

サーパス大分駅前

相続財産管理人　胤末理恵子

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年三月十五日

一　墳墓等所在地　石川県能美市末信町

二　墳墓等の名称　末信町墓場

三　死亡者の本籍及び氏名　すべて不詳

四　改葬を行おうとする者　石川県能美市末信町イ七四　末信町会長　松村富士雄

無縁墳墓等改葬公告

墓地改修工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年三月十五日

一　墳墓等所在地　香川県坂出市加茂町五三八番地

一　墳墓等の名称　宮前共同墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　香川県坂出市加茂町七四二番地三　宮前共同墓地管理委員会　代表藤原　迪彦

任意清算公告

当社は、平成二十五年二月四日をもって解散し会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年三月十五日

佐賀県多久市北多久町大字小侍一二〇五番地

合名会社中村商店

代表社員　中村豊一郎

（仮称）安岡沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しましたので、法第七条に基づき次のとおり公告いたします。

一　事業者の氏名及び住所

前田建設工業株式会社

代表取締役社長　小原　好一

東京都千代田区猿楽町二―八―八猿楽町ビル

二　対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）安岡沖洋上風力発電事業

風力発電（洋上着床式）

出力　最大六万キロワット

三　対象事業が実施されるべき区域

山口県下関市安岡沖

四　環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

山口県下関市

五　方法書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所

下関市役所

下関市環境部環境政策課

下関市役所　安岡支所

下関市役所　川中支所

下関市役所　吉見支所

下関市役所　彦島支所

縦覧期間

平成二十五年三月十五日（金）から平成二十五年四月十五日（月）まで

（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く）

縦覧時間

午前八時半から午後五時まで

その他

縦覧期間中は、左記のウェブページにて縦覧いただけます。

http://www.maeda.co.jp/yasuoka/

六　意見書の提出

本方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、「七　意見書の記載事項」をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、方法書説明会会場に設置されております意見書箱にご投函くださるか、書面にて郵送によりお寄せいただくか、または左記メールアドレスに電子メールにてご提出ください。

七　意見書の記載事項

㈠　氏名および住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）

㈡　意見書の提出の対象である方法書の名称（「（仮称）安岡沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」とご記載ください。）

㈢　方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めてご記載ください。）

八　意見書の提出期限

平成二十五年四月三十日（火）まで（当日消印有効）

九　意見書の提出先

縦覧場所に備え付けの意見書箱

〒一〇一―〇〇六四　東京都千代田区猿楽町二―八―八猿楽町ビル

前田建設工業株式会社　事業企画部宛

メールアドレス

yasuoka-assess@jcity.maeda.co.jp

お問い合わせ先

前田建設工業株式会社　事業企画部

東京都千代田区猿楽町二―八―八猿楽町ビル

TEL　〇三―五二一七―九五二六

（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前九時から午後五時まで。）

平成二十五年三月十五日

東京都千代田区猿楽町二―八―八猿楽町ビル

前田建設工業株式会社

代表取締役社長　小原　好一

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年３月15日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社マイホーム21　②東京都知事(2)8382　③取締役　榎本哲夫　④東京都東大和市南街４丁目８番地２　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都東大和市南街４丁目８番地２　有限会社マイホーム21　取締役　榎本哲夫

①豊崎会計事務所　②東京都知事(3)80959　③豊崎修　④東京都中央区銀座四丁目９番８号銀座王子ビル５階　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区銀座１丁目22番１―1205番　豊崎会計事務所　豊崎修

①アヨカ企画　②東京都知事(3)76085　③内田一布　④東京都目黒区碑文谷４丁目６番２号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都目黒区碑文谷４丁目６番２号　アヨカ企画　内田一布

①株式会社ケイ・エフ・コーポレーション　②東京都知事(4)72816　③代表取締役　林文子　④東京都目黒区大岡山一丁目22番21号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都目黒区大岡山一丁目22番21号　株式会社ケイ・エフ・コーポレーション　代表取締役　林文子